

市県民税の申告

申告が必要な人

平成21年1月1日現在で市内に住所があり、次のいずれかに該当する人は、市県民税の申告が必要です。

- ◆ 営業や農業、漁業による所得・不動産所得・雑所得・配当所得・一時所得などがある人
- ◆ 給与所得者で、給与所得以外の所得があつた人
- ◆ 給与所得者で、給与所得以外の控除を受けようと外の所得があつた人
- ◆ 雜損・医療費・寄附金・配当などの控除を受けようとする人
- ◆ 国民健康保険又は後期高齢者医療保険に加入している人及びその世帯主
- ◆ 税等の軽減が受けられないです。申告をしないと国保税等の軽減が受けられない場合があります。
- ◆ 全く収入がなく、他の人の扶養親族になつている人
- ◆ 所得税の確定申告をした人
- ◆ 一ヵ所からの給与収入のみで、年末調整を済ませた人
- ◆ 控除額を明らかにするもの
- ◆ 印かん
- 給与や年金の源泉徴収票
- 各種所得の収支内訳書
- 国民年金保険料の納付證明

申告が不要な人

所得税の確定申告

申告が必要な人

◆ 給与以外の所得がある人で、一年間の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人

給与所得者で：

- 給与収入が二千万円を超える人

給与を一ヵ所から受けている人

- 給与を二ヵ所以上から受けている、年末調整も済んでいるが、他の所得が二十万円を超える人

給与を二ヵ所以上から受けている、年末調整されない給与収入と他の所得との合計額が二十万円を超える人

給与を二ヵ所以上から受けている、年末調整されない給与収入と他の所得との合計額が二十万円を超える人

給与を二ヵ所以上から受けている、年末調整されない給与収入と他の所得との合計額が二十万円を超える人

給与を二ヵ所以上から受けている、年末調整されない給与収入と他の所得との合計額が二十万円を超える人

給与を二ヵ所以上から受けている、年末調整されない給与収入と他の所得との合計額が二十万円を超える人

給与を二ヵ所以上から受けている、年末調整されない給与収入と他の所得との合計額が二十万円を超える人

申告に必要なもの

○ 生命保険料・地震保険料等の控除証明書
○ 障害者手帳
○ 医療費の領収書 など

書

税制改正



Q 特典はあるのですか？
A 平成20年分の確定申告で最高5000円の税額控除（平成19年分で、この控除の適用を受けた人は受けられません）があります。添付書類の提出が省略できます。また、還付金がスピード化されます。ぜひご利用ください。

Q 特典はあるのですか？
A 平成20年分の確定申告で最高5000円の税額控除（平成19年分で、この控除の適用を受けた人は受けられません）があります。添付書類の提出が省略できます。また、還付金がスピード化されます。ぜひご利用ください。



当院の駐車場が広く、停めやすくなりました。
中国銀行駅前支店の旧駐車場に11台分ございます。

はらだ眼科

Harada Eye Clinic

診療時間		月	火	水	木	金	土
午前	9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
午後	3:00~6:30	●	●	●	/	●	●

休診日／木曜 午後・日曜・祝日 土曜日の午後は2:00~4:00まで

笠岡駅前(徒歩1分) 笠岡市中央町36-1井笠ビル2F

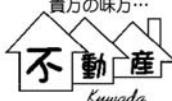
0865-62-5672

不動産でお困りの事はございませんか 線引き廃止後のご計画

空家・空地・農地など積極的に仲介活用を図り笠岡市定住促進事業に協力しています。

◇ご相談をお待ちします

貴方の味方…



問合せ

税務課

笠岡税務署

☎ 062-3111-1111

い。

http://www.e-tax.nita.go.jp

駅前 桑田不動産
TEL. 0865-63-2715
FAX. 0865-63-4760